重 要 事 項 説 明 書

（通所介護・および第１号通所事業）

社会福祉法人ふれあいコープ
コープデイサービスセンター江曽島

あなたに対する在宅介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第３７号第８条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

事業所名	コープデイサービスセンター江曽島	
所在地	栃木県宇都宮市江曽島２丁目１１番２１号	
介護保険法に基づき宇都宮市長から指定を受けている事業及び指定番号	サービス種類 通所介護・第１号通所事業	第 ０９７０１０３８９１ 号
管理者及び連絡先	猪股　祐子	０２８（６５９）５５７７
通常のサービス提供地域	宇都宮市	

２．事業所の職員体制　　（令和６年３月１日現在）

職　種	人　員	職務の内容
管理者	１人	従業者の管理及び業務の管理
生活相談員	２人以上	相談援助などの生活指導
看護職員	３人以上	日常介護と健康管理等
機能訓練指導員 （看護職と兼務）	２人以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練
介護職員	１０人以上	日常介護等
事務員	１人以上	事務業務等

３．営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月曜日～土曜日
	８時３０分～１７時３０分
サービス提供時間	９時３０分～１６時３０分
定休日	日曜日、元日（１月１日）

４．利用定員　　１日４５人

５．利用料金

（１）通所介護サービスに係る費用（大規模Ⅰ型）

	介護度＼ｻｰﾋﾞｽ提供時間		１日当りの単位数と自己負担額目安				
			単位数	介護報酬額	１割	２割	３割
① 基本額	７～８時間	要介護１	629 単位	6,459 円	646 円	1,292 円	1,938 円
		要介護２	744 単位	7,640 円	764 円	1,528 円	2,292 円
		要介護３	861 単位	8,842 円	885 円	1,769 円	2,653 円
		要介護４	980 単位	10,064 円	1,007 円	2,013 円	3,020 円
		要介護５	1,097 単位	11,266 円	1,127 円	2,254 円	3,380 円
② 加算	入浴加算		40 単位	410 円	41 円	82 円	123 円
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ		56 単位	575 円	58 円	115 円	173 円
	個別機能訓練加算Ⅱ　/月		20 単位	205 円	21 円	41 円	62 円
	科学的介護推進体制加算　/月		40 単位	410 円	41 円	82 円	123 円
	延長加算（１時間まで）		50 単位	513 円	52 円	103 円	154 円
	中重度者ケア体制加算		45 単位	462 円	47 円	93 円	139 円
	サービス提供体制加算Ⅰ		22 単位	225 円	23 円	45 円	68 円
③ 減算額	事業所が送迎を行わない場合 片道につき１回当たり		−47 単位	−482 円	−49 円	−97 円	−145 円
④　介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）			①・②・③の合計額に１２．０%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります				
利用料合計			①・②・③・④を合計した金額				

（２）介護予防通所介護および第１号通所事業に係る費用

料金区分	介護度		１月当りの単位数と自己負担額目安				
			単位数	介護報酬額	１割	２割	３割
①　基本額	要支援１（通所型サービス１）		1,798 単位	18,465 円	1,847 円	3,693 円	5,540 円
	要支援２（通所型サービス２）		3,621 単位	37,187 円	3,719 円	7,438 円	11,157 円
②　加算額	サービス提供体制加算Ⅰ	要支援１	88 単位	903 円	91 円	181 円	271 円
		要支援２	144 単位	1,478 円	148 円	296 円	444 円
	科学的介護推進体制加算/月		40 単位	410 円	41 円	82 円	123 円
③　減算額	事業所が送迎を行わない場合 片道につき１回当たり		−47 単位	−482 円	−49 円	−97 円	−145 円
④　介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）			①・②・③の合計額に１２．０%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります				
利用料合計			①・②・③・④を合計した金額				

上記の金額は、介護報酬告示上の単位数に１単位１０．２７円の地域単価を乗じた額の、利用者に負担いただく１割及び２割及び３割相当の額を目安として一部記載しています。自己負担額の割合は、自己負担割合証に記載のあるとおりです。実際の請求額は単位数による計算となりますので、多少の端数誤差が生じることがあります。

※「中重度者ケア体制加算」とは、看護又は介護職員の員数を規定より２名以上多く配置していること、要介護３から５の方が３割以上であること、サービス提供時間帯を通じて看護職員を配置しているとして宇都宮市長に届け出た事業所が算定することができる加算です。

※「サービス提供体制加算Ⅰ」とは、介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が７割以上いるとして宇都宮市長に届け出た事業所が算定することができる加算です。

※「介護職員等処遇改善加算」とは、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして宇都宮市長に届け出た事業所が算定することができる加算です。

「介護職員等処遇改善加算」「サービス提供体制加算」は、区分支給限度基準額の算定対象外です。

（３）その他の費用

項　目	金　額	備　考
食事代（昼）	７００円	左記食事代に関してはおやつ代含む
食事代（朝）	１００円	希望があった場合
おやつ代のみ	５０円	経管栄養等事情により食事提供をしない場合
おむつ・リハビリパンツ代	１５０円	利用者の希望で提供した場合１枚の金額
尿とりパット代	１００円	
その他	実費	日常生活において通常必要かつ利用者負担が適当なもの

（４）その他

① 自己負担金

自己負担金は現金払い、又は金融機関口座引き落としで毎月１回定められた日に支払いをお願いします。

上記の自己負担金は「法定代理受領（現物給付）」により利用者が負担する利用料の額について記載しています。自己負担額の割合は自己負担割合証に記載のあるとおりです。居宅サービス計画・第１号通所事業サービス計画を作成していない場合等で、「償還払い」となる場合は、いったん利用者が利用料全額（１０割）を支払い、その後市町村に対して保険給付金の払い戻しの申請をする必要があります。

（５）キャンセル及びキャンセル料

利用予定日のサービスを中止される場合は、前日までに下記にご連絡ください。

電話　０２８（６５９）５５７７　　FAX　０２８（６５９）１１９２

利用予定の当日に利用の中止を申し出た場合又は申し出がない場合は、当日利用分の食事代の料金をお支払いいただく場合がございます。ただし、利用者の体調不良等の事由がある場合は、この限りではありません。

６．当事業所のサービスの方針、サービス利用にあたっての留意事項など

（１）社会福祉法人ふれあいコープは「たすけあい」を基本理念として運営されています。多くの人々と協同して、一人一人が尊厳を持って、安心して暮らせる地域福祉を目指します。

（２）生活行為全般をリハビリと捉える「１０の基本介護」を介護方針として支援を行います。
十分に安全に配慮し対応していきますが、サービス提供中に転倒、骨折等が起こりうる場合があります。

（３）介護保険法及び関連する法令を遵守し、施行規則、運営基準にのっとり事業運営を行います。

（４）緊急時の対応として、サービス提供中の病状の急変があった場合には、主治医、他関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

（５）事故の発生時の対応として、サービス提供により事故があった場合、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及びその際の対応等は記録に残します。

（６）非常災害対策として、年２回の避難・救出訓練、その他必要な訓練を実施します。

（７）個人情報保護については特段の注意を払い、個人情報保護法の遵守に努めます。

（８）従業者の資質の向上を図るため、採用時研修、継続研修を行います。

７．損害賠償

（１）事業者は、サービスの提供にあたって、事業者の責任で利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

（２）事業者は損害賠償に備えて、損害賠償保険に加入しています。

８．虐待防止に関する事項

（１）事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します

② 虐待の防止のための指針を整備します

③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します

上記措置に関する担当者　　管理者　猪俣　祐子

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

９．身体拘束廃止について

事業者は、当該利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行動を行わないものとします。やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間帯等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や手続き等、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し、適正な取り扱いにより行うものとします。

１０．業務継続計画に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

１１．　感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、事業所として次の措置を講ずるものとします。

① 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練を実施します

② その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとします

（委員会の開催・指針整備等）

１２．ハラスメント防止に関する対応

(1) 事業所は、従業者におけるハラスメント防止のため次の措置を講ずるものとします。

①ハラスメント防止のための研修・周知を定期的に行います。

②ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談があった場合は適切かつ迅速に事実確認・関係者への対応を行い、再発防止策を講じるものとします。

③ハラスメントが確認された場合、行為者に対しては懲戒・指導等の措置を講じ、被害者の保護に努めます。

(2) 事業所は、利用者・家族・関係者等からの著しい迷惑行為、暴言・暴力、不当な要求等のいわゆる「カスタマーハラスメント(※)（以下、カスハラという）」に対し、従業者の尊厳と安全を守るために、組織として適切に対応するものとします。

※　侮辱・差別的言動・長時間拘束など、精神的・身体的苦痛を与える行為、不当・過度な謝罪要求、業務上の範囲を逸脱した要求、大声・暴言・暴力的行為、SNS等による誹謗中傷や悪質な口コミ投稿の強要　など

カスハラが発生した場合、従業者は速やかに上司（管理者等）に報告するものとし、事業所は事実関係を調査し、必要な対応を行います。

①必要に応じて、利用者・家族等に対し文書等による注意喚起を行い、改善が見られない場合は、契約解除・サービス提供の中止などを検討します。

②被害にあった従業者に対しては、相談体制の整備やメンタルケアを含め、職場環境の維持と回復に配慮します。

１３．相談窓口・苦情対応

（１）サービスについての相談や苦情についての受付窓口、解決責任者は下記の者とします。

受付窓口　　生活相談員　古後　美穂、西東由美子

解決責任者　　管理者　　猪股　祐子

電話　０２８（６５９）５５７７　　ＦＡＸ　０２８（６５９）１１９２

（２）行政機関その他苦情受付機関

宇都宮市役所　高齢福祉課　　電話　０２８（６３２）２９０６

受付時間：平日（月曜日～金曜日）　　８：３０～１９：００

（但し、国民の祝日、年末・年始は除く）

栃木県国民健康保険団体連合会　　電話　０２８（６４３）２２２０

受付時間：平日（月曜日～金曜日）　　９：００～１７：００

（但し、国民の祝日、年末・年始は除く）

（３）第三者委員　　増山　民江　　電話　０２８（６４５）２７１２

阿部　健一　　電話　０２８（６８０）７２２０

１４．利用者様の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況　等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み	あり
第三者評価の実施	なし

１５．当組織の概要

名称／法人種別	社会福祉法人ふれあいコープ　／　社会福祉法人
代表者氏名	竹内　明子
本部所在地等	宇都宮市緑５丁目１３番６号 電話０２８（６１６）６５００
事業の概要	社会福祉法及び介護保険法等に基づく福祉介護事業など
事業所数	通所介護：４　地域密着型通所介護：１　訪問介護：２　居宅介護支援：２ 小規模多機能型居宅介護：２　　認知症対応型共同生活介護：２ 定期巡回・随時対応訪問介護看護：２　　短期入所生活介護：２ 介護老人福祉施設：（広域型２・地域密着型１）

重要事項説明 2026.6.1 改

令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結にあたり、本重要事項説明書を２部作成し、上記により重要事項を説明し、本重要事項説明書１部を交付いたしました。

サービス事業者　　所 在 地　　栃木県宇都宮市江曽島二丁目１１番２１号

名　　称　　コープデイサービスセンター江曽島

説 明 者　　猪股　祐子

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、重要事項説明書１部の交付を受けました。

利用者　　住　　所

氏　　名

代理人または代筆人　　住　　所

氏　　名

続　　柄

代筆理由